

(構想書)

米原市バイオマスタウン構想

1. 提出日 平成18年 3月30日

2. 提出者

米原市 環境保全課

担当者名： 課長 膽吹邦一

〒521-8501

滋賀県米原市下多良三丁目3番地

電話： 0749-58-2230

FAX： 0749-58-1901

メールアドレス： kankyou@city.maibara.shiga.jp

3. 対象地域

米原市

4. 構想の実施主体

米原市

5. 地域の現状

経済的特色

本市における就業人口は、総数 19,951 人であり、その内訳は第 1 次産業が 5.7%、第 2 次産業が 39.0%、第 3 次産業が 54.1%となっている(平成 12 年国勢調査)。事業所数では、卸売りを含む商店関係が全体の約 6 割を占めている。工業出荷額は、平成 11 年(約 175 億円)まで減少傾向であったが、市内への企業進出もあって平成 14 年には約 1,750 億円まで急伸した。商業については、平成 14 年の年間販売額が約 382 億円で、近年の経済情勢や郊外型大型店舗の進出によって販売額は減少傾向にある。農業については、稲作が中心となっており、水稻が収穫量の 86%を占めている。野菜の収穫量は、大根の 428t が最も多く、次いで、はくさい、たまねぎの順となっている(平成 14 年)。林業では、林産物を販売した林家数は 9 戸であり、販売は用材(立木)によるものが多い(平成 12 年)。

社会的特色

本市は、平成 17 年 2 月 14 日に坂田郡の山東町、伊吹町、米原町が合併して誕生した。さらに、同年 10 月 1 日に坂田郡近江町が合併して、旧坂田郡が 1 つとなった米原

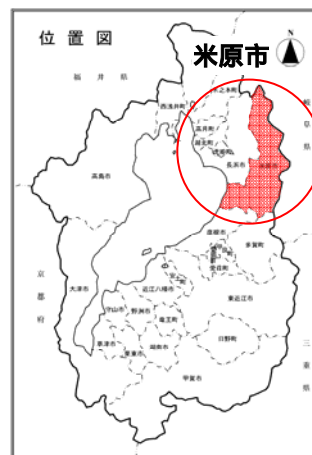


図-1 位置図



図-2 合併前の4町
(旧坂田郡)

市が誕生した。

本市周辺は、江戸時代の始めに中山道・本道と琵琶湖を結ぶ道が開かれ、人と物と情報が活発に行き来するようになって、現在の米原駅東付近に「米原港」ができた。明治時代になると、湖上を汽船が走るようになり、汽船と鉄道の接続点となった。現在は、東海道本線、北陸本線、東海道新幹線、近江鉄道という鉄道網が走り、県下唯一の新幹線停車駅が存在している。また、道路においては、名神高速道路と北陸自動車道の2つの高速道路とそのジャンクションおよびインターチェンジがあり、一般国道としては8号、21号、365号が通過している。これらによって京阪神、中京圏、北陸圏を結ぶ交通の要衝となっている。

市東部にある伊吹山をはじめ、豊かな自然や歴史に惹かれて年間212万人の観光客が訪れる地域となる。また、四季を通じて多彩なイベントや農業体験ツアーなど都市と農村の交流が繰り広げられている。

本市を含む湖北地域では、「湖北地域バイオマス総合利活用マスタープラン」を平成16年3月に策定し、湖北地域におけるバイオマスを堆肥や熱エネルギーとして総合的に利活用して、持続的に発展可能な農村社会の実現を目指している。

地理的特色

本市は滋賀県の北東部に位置し、東は岐阜県に接している。総面積は223.1km²で、県土全体の5.6%を占めている。土地利用状況は、森林が市面積の71%を占めるほか、水田、畑や樹園地などの耕地面積が12%となっており、自然的な土地利用が約8割以上を占めている。

人口については、昭和22年から昭和40年にかけては伊吹山鉱山の開業等により4万人台を記録したが、その後減少傾向となっていた。しかし、交通網の発達や生活環境の改善等から平成7年から再び4万人台を記録した。世帯数は、核家族や単身世帯の増加などにより増加傾向にある。一方、少子高齢化がすすんでおり、平成12年の年少人口率は16.8%、高齢人口率は21.6%であった。

気候は日本海型気候に属し、晩秋にはしぐれ、冬季には北西の季節風と積雪がみられる。湖岸部は年間の降水量が比較的少ない内陸性盆地気候であるのに対し、中山間部は1m前後の積雪のある県下有数の豪雪地帯であり、気候の変化に富んだ地域である。

本市の特色としては、市の東には、日本百名山のひとつである伊吹山と、その南には霊仙山がそびえるのに対して、西が琵琶湖に接している点である。総面積の約7割を占める森林にたくわえられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ、琵琶湖に注ぐ。まさに本市は、水と緑に包まれた自然豊かな地域であり、市内は伊吹山のお花畑や姉川の清流、三島池のマガモ、天野川などのホタル、醒井のハリヨとバイカモ、オオムラサキや里山など美しい自然と貴重な動植物の宝庫となっている。

行政上の地域指定

辺地地域、振興山村地域、特定農山村地域、豪雪地帯、農業振興地域

6. バイオスタウン形成上の基本的な構想

本市は、面積の約70%を占める豊かな森林と石灰岩質の土壌により良好な水質に恵まれた水および琵琶湖湖岸から山へと広がる農地、そして多種多様な生き物などは本市の個性的な自然資源である。しかし、近年、林業の衰退や生活様式の変化から、山は荒廃し始め災害の発生や生態系への影響が懸念される。また、本市の人口は微増傾向であり、ごみや汚泥などの量が今後増えることが予測されている。

そのような課題に対し本市では、山の荒廃を防ぎ山の持つ水源涵養機能の保全や生物の成育環境の保全および林業の活性化を目標に元気で存在感のある里山づくりを推進するとともに、人口の増加に対して、ごみや汚泥などの処理対策を検討する中で、資源としての有効活用に向けた方策を検討しているところである。

また、地球温暖化問題は、次世代に豊かな資源と美しい環境に囲まれた地球を残していくため、人類が早急に取り組まなければならない最も重要な環境問題の一つである。我が国も、京都議定書の締結により、温室効果ガスの削減に取り組むことが課せられている。そこで、二酸化炭素の排出源である化石資源由来のエネルギーや製品をカーボンニュートラルの特性を持つバイオマスで代替することにより、二酸化炭素の発生を抑制し、地球温暖化の防止に貢献することが対策の一つであるといわれている。

そこで、本市の抱える課題の解決および、地球温暖化防止への取り組みと併せた手法を検討し、バイオマスの有効な利活用により、地球温暖化の防止をはじめ、循環型社会の形成や地域の活性化へつなげていくこととし、今後は、市民の主体的な取り組みを通して、人と自然が共生するまちづくりをすすめることを基本に、米原市バイオスタウンの形成をめざすものとする。

特に、消費者の求める安全・安心な農作物を生産する農地および豊かな森林から流れ出て琵琶湖に注ぐ良好な水質に恵まれた水、そして、生物の多様性の保全、土砂災害の防止および保健休養の場の提供などの機能を有する山林や里山を次の世代に引き継いでいくために、地域のバイオマスとして「コンポスト化」、「BDF化」、「木質バイオマス」の利活用方法を検討していく。

(1) 地域のバイオマス利活用方法

コンポスト化

消費者の農作物に対する安全・安心志向や消費者と生産者を結び付ける地産地消への期待が高まることを受け、下記を目標に掲げてコンポスト化への取り組みを図る。

- ア．焼却量の削減とバイオマスの利活用
- イ．農家に信頼される優良堆肥の生産
- ウ．土づくりと安全・安心な農作物の供給
- エ．地産地消による農作物の流通

コンポスト化のモデルフローは、各農業集落排水処理施設から発生する汚泥に併せ、有機性資源である生ごみ、家畜排泄物等もコンポスト化し農地還元するための「資源循環施設」を設置する。汚泥は各処理場で脱水後、コンポスト化施設へ搬入する。生ごみ等も各自治会からコンポスト化施設へ収集搬入しコンポスト化し、堆肥として農地へ還元する自己完結型とする。

今後は、自分たちで取り組める活動として生ごみの減量化を推進していく。

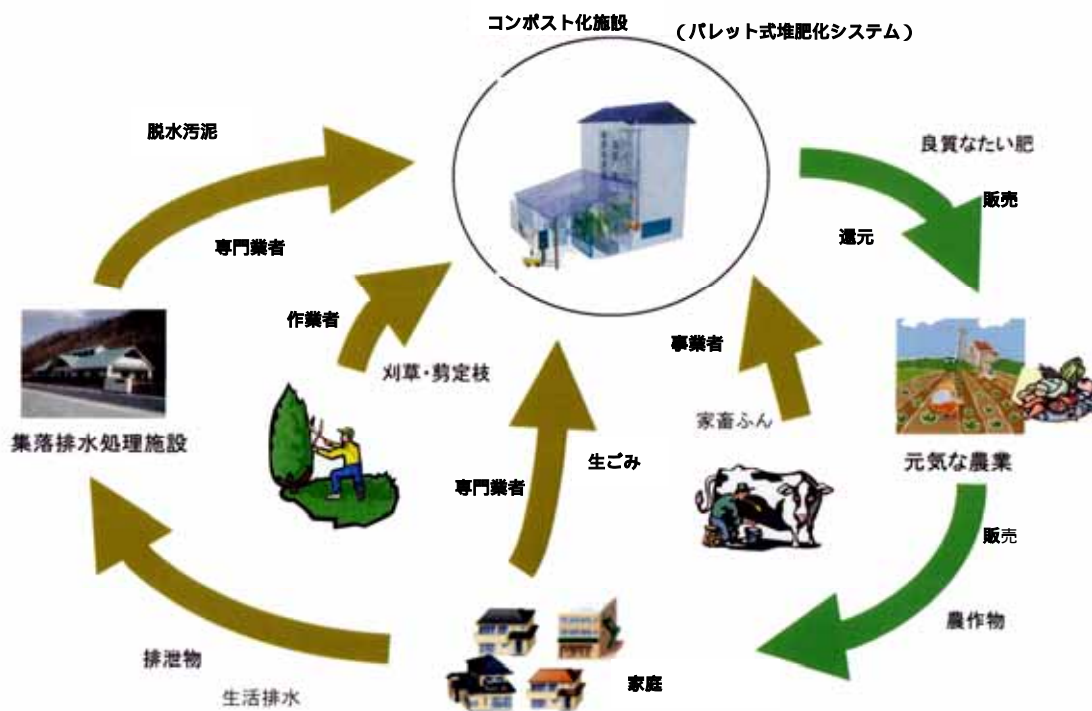


図-3 コンポスト化モデルフロー図

【収集・輸送方法】

- ・家畜排泄物については、各事業者にて搬入する。
- ・生ごみについては、各家庭にて完全な分別後、清掃回収車にて搬入する。
- ・刈草・剪定枝については、各作業者にて搬入する。
- ・脱水汚泥については、汚泥収集車（ダンプトラックなど）にて搬入する。

【変換・利用方法】

- ・堆肥の付加価値を図るためキトサン等の添加も検討をおこなう。
- ・パレット式堆肥化システムにて変換する。
- ・地元農家で有機肥料として利用や一般家庭などの菜園で利用を図る。

【必要となる施設の概要】

<コンポスト化施設>

作業場（計量施設含む）および倉庫、コンポスト化施設が必要と考える。

<集落排水処理施設>

本市においては、処理施設の建設が完了しており今後の建設は行わない予定である。

<家庭用生ごみ処理機>

個人による処理についても検討をおこなう。

【残さへの処理方法】

- ・本システム採用により排ガス・排水の発生はしない。
- ・発酵室内の結露水が発生した場合は、一旦貯水槽へ貯め全量堆肥化プラントの加水および脱臭装置への散水として利用する。

BDF化

資源循環型や新エネルギーの観点から、県民やNPOとの協力のもと滋賀県では「湖国菜の花エコ・プロジェクト」を県内各地で取り組んでいる。本市においても一般家庭から発生する廃食油を回収し、燃料化して公用車などの燃料に用いることとする。

BDF化モデルフローでは、一般家庭から発生する廃食油を回収し、BDF精製プラントにて燃料化し、車や農耕車などの燃料として使用する。また、菜の花から搾油したなたね油を学校給食や一般家庭で利用することにより菜の花を通した資源の循環システムができる。

今後は、市民の有機性資源としての活用に対する理解のもと、菜の花の栽培を検討する。また、米原市のみがBDF化に取り組むのではなく、広域（近隣の自治体を取り組む）にわたる取り組みも視野にいたった事業の展開も検討する。

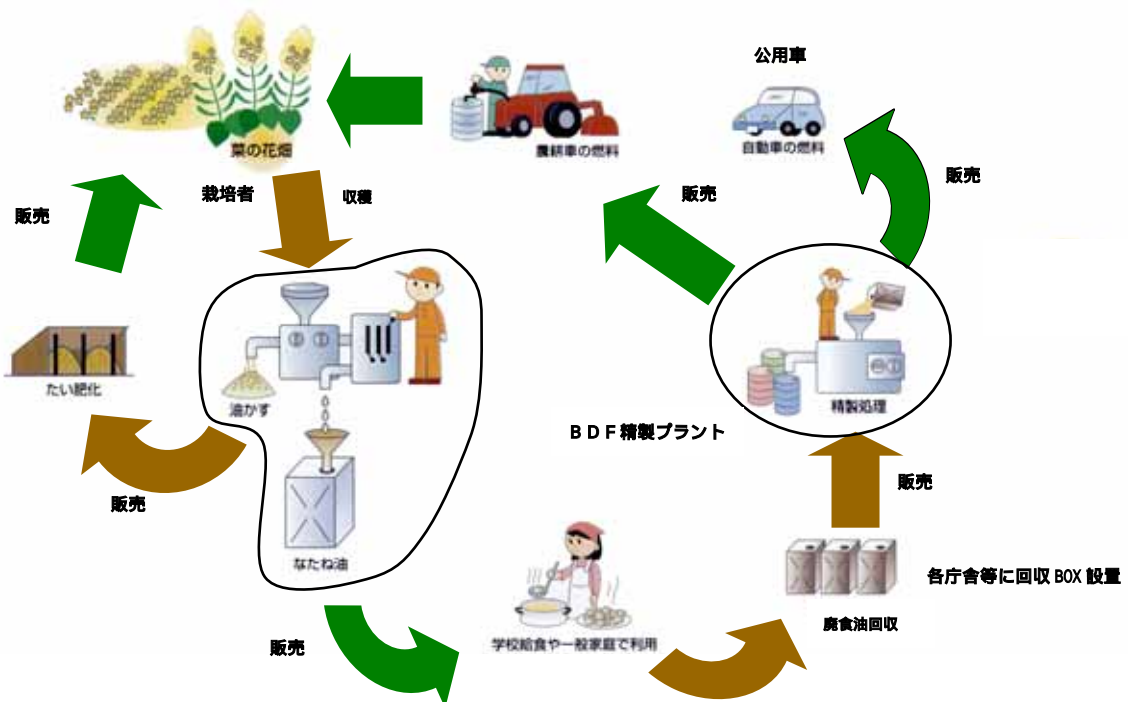


図-4 BDF化モデルフロー図

【回収・輸送方法】

- ・各家庭から発生する廃食油については、市役所各庁舎等に設置する回収BOXへ各家庭にて搬入する。
- ・給食センター等から発生する廃食油については、事業者にてBDF精製プラントへ搬入する。
- ・回収BOXからは油専用輸送車にて、BDF精製プラントへ搬入する。
- ・菜の花については、栽培者にて精製プラントへ搬入する。

【変換・利用方法】

- ・廃食油については、精製処理により燃料化し公用車や農耕用機械の燃料として利用を図る。
- ・菜の花については、搾油後、精製処理を施し、なたね油を学校給食や一般家庭で利用を図る。油かすについてはたい肥化して農地へ還元をおこなう。

【必要となる施設の概要】

< B D F 精製プラント >

作業場および倉庫、精製プラントが必要と考える。

【残さへの処理方法】

- ・廃食油を精製処理する際に発生（副産物）するグリセリンについては、グリセリンを生成しない新たな BDF の製造法を用いることを検討する。

木質バイオマス

市面積の約 7 割を占める山林を育成するために行う間伐や人の手が加わることによって、その環境が守られてきた里山の育成管理活動などを通じて、発生する間伐材をはじめ、農地から発生する籾殻などの木質系のバイオマスを資源と捉えて、その利活用を検討する。

木質バイオマスのモデルフローは、籾殻、果樹園剪定枝、一般剪定枝、間伐材等の林地残材、製材端材をプラントへ搬入し、その資源をバイオマス炭化およびガス化発電施設およびバイナリー発電施設により、耕作地の土壌改良材や電力・熱源などへの活用を図る。

今後、本市は、間伐材の利用を課題とし、山林から間伐した木材に対する利用方法について条例制定や新たな加工製品の開発および里山からでた間伐材を用いたきのこ栽培等を検討することにより、課題の解決に向けた取り組みに努める。

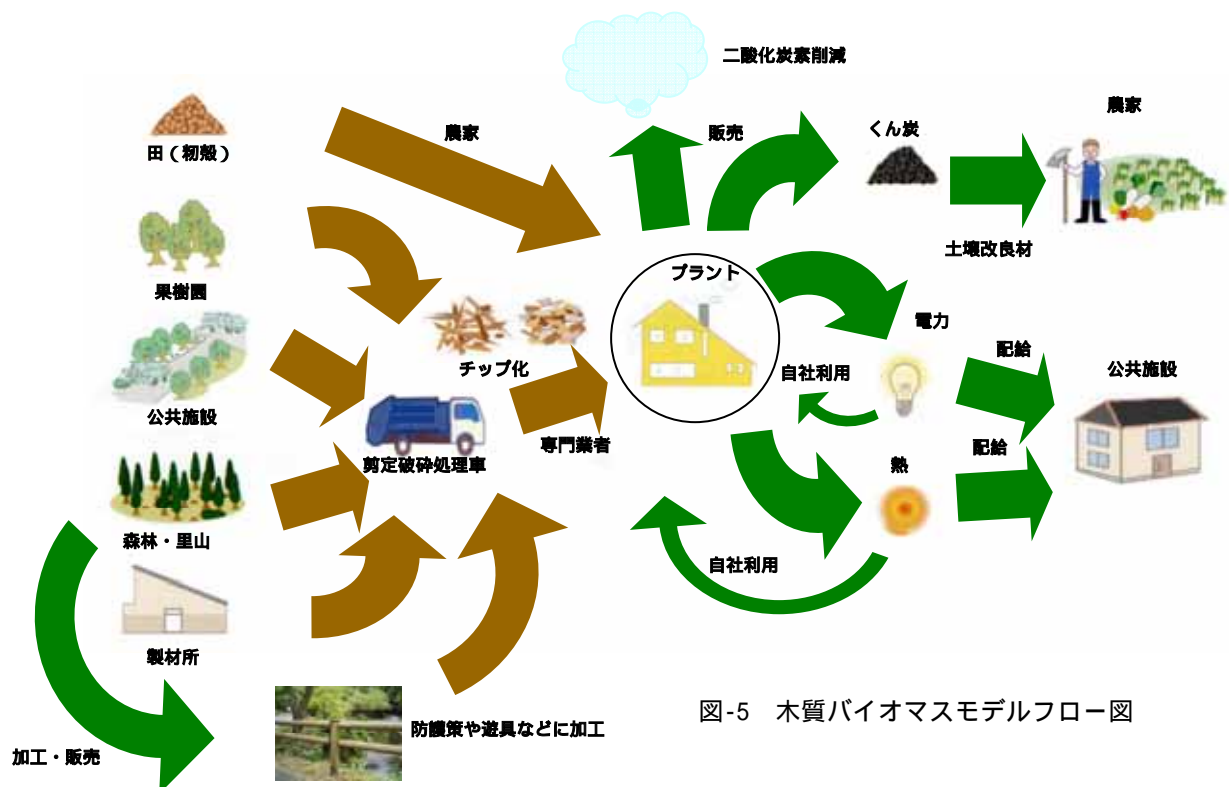


図-5 木質バイオマスモデルフロー図

【収集・輸送方法】

- ・籾殻については、農家にてプラントまで搬入する。
- ・果樹園や製材所などから発生する剪定枝や端材については、剪定破碎処理車でチップ化したうえで収集運搬しプラントへ搬入する。
- ・間伐材を山から切り出すとともに運搬するにあたっては、森林組合と NPO 組織などとの連携による協働作業を検討する。

- ・防護柵や遊具などへ使用後は、剪定破碎処理車でチップ化したうえで収集・運搬しプラントへ搬入する。

【変換・利用方法】

- ・木質バイオマス炭化およびガス化発電施設とバイナリー発電施設にて変換を図る。
- ・籾殻をくん炭にし、耕作地の土壌改良材や育苗の培土に利用を図る。
- ・電力と熱源を公共施設で利用を図る。
- ・熱を利用した冬場の温水ロードヒーティング（歩道など）に利用を図る。
- ・木炭や活性炭にし、脱臭効果材、水質浄化材などに利用を図る。

【必要となる施設の概要】

<バイオマス炭化および発電施設>

作業場および倉庫、変換施設が必要と考える。

【残さへの処理方法】

- ・残さである灰（焼却灰）においては、建築廃材や外材等を含まないものについて農地へ還元を図る。

(2) バイオマスの利活用推進体制

本市においては、市民が主体となりバイオマスの利活用に取り組む体制づくりに努める。

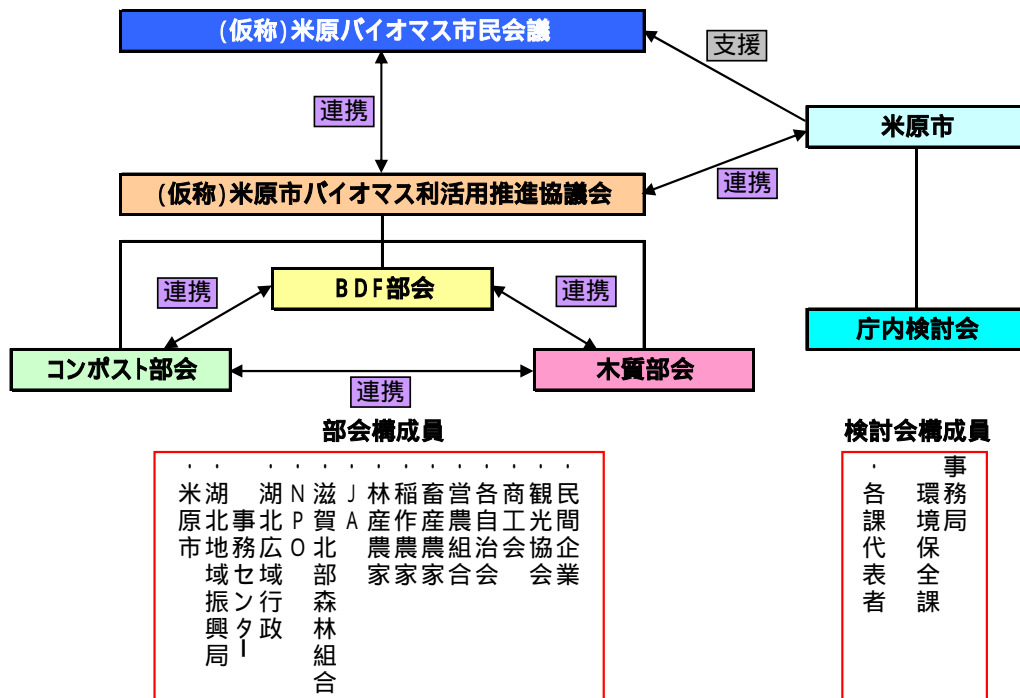


図-6 米原市バイオマス利活用推進体制

(仮称)米原バイオマス市民会議

集落や組単位で身近かな有機資源の活用方法を考え、それを実践するとともに、市民会議を通じて個々の活動を一連の取り組みとして広げていくことで、本市に賦存する様々な資源の利活用に向けた広域的な取り組みへと展開させます。

(役割)

問題意識を持ちながら、自らで考え行動する姿勢に立ち参画と協働の理念によってバイオ

マスタウンの実現をめざし検討する。

(仮称)米原市バイオマス利活用推進協議会

バイオマスタウン構想策定委員会にて構成された4地域の代表者や有識者および関係行政機関代表者において、継続した協議会を開催する。

(役割)

バイオマスの利活用における計画の策定や承認および取り組みの検討をおこなう。また、利活用後における検証をおこなう。

コンポスト部会

推進協議会の下部組織として、コンポスト利活用の推進を図る。

BDF部会

推進協議会の下部組織として、BDF化の推進を図る。

木質部会

推進協議会の下部組織として、木質バイオマス利活用の推進を図る。

庁内検討会

推進協議会において審議され提案された事項への支援について検討をおこなう。

米原市

推進協議会において審議され提案された事項への支援をおこなう

各部会は、バイオマスタウンの構築を目指し、部会同士の協力や調整を図りつつ、バイオマス利活用の推進と地域住民への啓発活動などをおこなう。

(3) 取組工程

平成17年度 バイオマスタウン構想策定

平成18年度 伊吹地域における1,600戸を対象にコンポスト事業を試験稼働

(仮称)米原バイオマス市民会議の設置

(仮称)米原市バイオマス利活用推進協議会の検討

平成19年度以降

(仮称)米原バイオマス市民会議を継続して開催

(仮称)米原市バイオマス利活用推進協議会を設置

地域住民への環境に対する啓発活動開始(ワークショップ・環境学習会・イベント・シンポジウム等の開催など)

利活用に向けた協働体制の整備や収集方法および利活用方法などについて、地域住民と一緒に検討開始

廃食油の回収BOXを市役所各庁舎等に設置し、住民からの搬入をおこなう。回収した廃食油はBDF精製プラントへ搬入し、精製後は公用車等の燃料に活用

平成20年度以降

施設整備等に着手

(4) その他

湖北地域バイオマス総合利活用マスタープラン

「バイオマス・ニッポン総合戦略」や「滋賀県環境こだわり農業推進条例」等の施策等を受け、湖北地域におけるバイオマスの有効利用とゼロエミッション型産業の創出を目指して、湖北地域バイオマス総合利活用マスタープラン(平成16年3月策定)が策定されている。

基本方針

「発生量 - 再生利用量の差が大きく(再利用率が低く)かつ未利用量が多い有機性資源」及び「地域特性資源にて処理に苦慮している有機性資源」を有効利活用対象資源とし、湖北管内で循環を最優先させる



図-7 ゼロエミッション型農林水産業のイメージ図

7. バイオマスタウン構想の利活用目標及び実施により期待される効果

(1) 利活用目標

本市においては、市内から発生する生ごみや廃食油などの廃棄物系バイオマスの利用率が90.1%である。今後は、生ごみの利用率を90%、廃食油の利用率を100%に高めるなど、廃棄物系バイオマスを94.7%利活用する。また、現在、林地残材の間伐材など未利用バイオマスの利用率は、0.3%である。今後は、間伐材の利用率を15%、籾殻の利用率を100%に高めるなど、未利用バイオマスを17.4%利活用する。そして、菜の花の栽培を市民に推奨し、バイオマス燃料の利用拡大にも努める。

表1 利活用目標

バイオマス	現 在			今 後		
	賦存量(t)	利活用方法	利用率	仕向量(t)	変換・利用方法	利用率
(廃棄物系バイオマス)			90.1%	94.7%		
生ごみ	2,613	自家利用	1%	2,350	堆肥化	90%
廃食油	152	販売	74%	152	燃料化	100%
家畜糞尿	5,905	農地還元・販売	99%	5,859	堆肥化	99%
製材屑	9,353	販売・自家発電	74%	8,792	堆肥化	94%
農集排汚泥	993	農地還元	3%	993	堆肥化	100%
(未利用バイオマス)			0.3%	17.3%		
林地残材	1,014	販売	6%	150	電力化・熱源化	15%
稲わら	10,003	農地還元	0%	10,003	農地還元	0%
籾殻	2,376	農地還元	0%	2,376	電力化・熱源化 堆肥化	100%
麦わら	896	農地還元	0%	896	農地還元	0%
大豆がら	96	農地還元	0%	86	農地還元	0%
外来魚	5	販売	100%	5	飼料化	100%
(資源作物)				0%		
いも類	131	廃棄焼却	0%	105	農地還元	0%
とうもろこし	2	廃棄焼却	0%	1.6	農地還元	0%
なたね	4	廃棄焼却	0%	3.2	燃料化	80%
大豆	192	廃棄焼却	0%	154	農地還元	0%

(2) 期待される効果

バイオマスの活用により下記の5つの効果が期待される

森林・里山の保全

近年、森林が間伐期に差しかかっているが、材価の低迷や生活様式の変化等により、森林・里山の保全が難しくなっている。このため、山が荒れつつあり、土砂崩れや生態系への影響が懸念されている。そこで、木質バイオマスへ林内に放置されていた間伐材を活用することにより、森林の適正な育成につながり、安全で緑豊かな森林の保全に貢献していくことになる。また、以前は生活と密着し、手入れが行き届いていた里山の荒廃も進んでいる。今一度里山の手入れを行い、住民との関わりをもった形で保全されることが期待できる。

林業の振興

これまで間伐後林内に放置されていた間伐木や里山整備により発生する未活用材を建築材・薪炭材としてのみならず、多用途に、また、多段階に活用し経済的価値を高めることにより、林業収入の向上を図ることが期待できる。また、新たな雇用ニーズが発生することも期待され、地域産業の振興に寄与するものである。

農業の振興

生ごみや畜産排泄物などを活用した堆肥や一連のバイオマスエネルギーを活用する際に発生する灰(くん炭含む)を土壌改良材などとして農地へ還元することにより、農地が再生

され、安全・安心な農作物の提供をおこなうなど農業の振興にも寄与する。

地球環境問題やエネルギー問題への貢献

化石燃料に代えてバイオマスを活用することは、地球全体の二酸化炭素濃度上昇を防止することとなり、地球環境問題に対する貢献となる。

環境教育や生涯教育の貢献

バイオマスエネルギーは、環境に関する様々な話題を提供し、環境全般への市民の関心が深まることになる。また、バイオマスエネルギーを利用することは、健康で快適な暮らしを創造していく一環でもあることから、これらを通じてボランティアや市民参加など様々な活動が広がる可能性がある。バイオマス利用は、環境教育・生涯教育を通じて地域づくりにも貢献する。

本市にとって、ふさわしい事業主体のあり方について

バイオマスの事業に対し、日本全国において取組が始まっており、その事業の運営に際しては国や県および自治体からの補助金による支援がなされている状況である。今後、本市においては支援を受けつつ米原市として、ふさわしい事業主体のあり方について検討をおこない、経済面・環境面において市民のコンセンサスを得、地球に対する影響への軽減に寄与するよう努力していく。

8. 対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況

本市においては、まちづくり計画における主要施策に位置づけられている、「らしさを活かすオンリーワンのまちづくり」の実現をめざして、地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用の事業化を検討することを目的に、平成 18 年 1 月に米原市バイオマスタウン構想策定委員会を設置した。当委員会においては、市におけるバイオマスの賦存量、賦存状況および利活用状況の把握に関すること、バイオマスの利用技術の動向把握に関すること、市におけるバイオマスの有効利用方策の検討に関すること、その他バイオマスの総合利用の推進に関することについて検討をおこなった。また、当委員会は合併前の 4 町から各 3 名（計 12 名）の代表者と関係行政機関代表者および有識者により構成され、2 回の検討会を開催した。

9. 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況

表-2 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況

バイオマス		賦存量	変換・処理方法	仕向量	利用・販売	利用率
(廃棄物系バイオマス)		19,016				90.1%
生ごみ	一般	2,613	堆肥化	26	自家利用	1%
廃食用油	家庭系	39	廃棄焼却	0		0%
	事務系	113	製品加工(石鹸など)	113	販売	100%
家畜糞尿	乳牛	1,529	堆肥化	1,529	農地還元・販売	100%
	肉牛	1,576	堆肥化	1,576	農地還元・販売	100%
	鶏	2,754	堆肥化	2,754	農地還元	100%
	馬	46	野積み	0		0%
製材屑	樹皮・おがくず・ 端材・木くず	9,353	チップ・ペレット化 建築資材	8,792	販売 自家発電	94%
農集排污泥		993	堆肥化	30	農地還元	3%
(未利用バイオマス)		14,390				0.3%
林地残材	間伐材	1,002	チップ・ペレット化 材木	60	販売	6%
	剪定・枝葉等	12	林地放置	0		0%
稲わら		10,003	田畑へのすき込み	0	農地還元	0%
籾殻		2,376	田畑へのすき込み くん炭	0	農地還元	0%
麦わら		896	田畑へのすき込み	0	農地還元	0%
大豆がら		96	田畑へのすき込み	0	農地還元	0%
外来魚	ブラックバス・ブルーギル	5	飼料	5	販売	100%

賦存量調査は、平成17年に、関係機関への聞き取りおよび最新の文献により整理をおこなった。
仕向量の算出には、平成14年度に滋賀県が調査した仕向率を用いて算出した。

10. 地域のこれまでのバイオマス利活用の取組状況

本市においては、伊吹地域において堆肥化、山東地域において木質バイオマスに対する利活用の検討をおこなった。

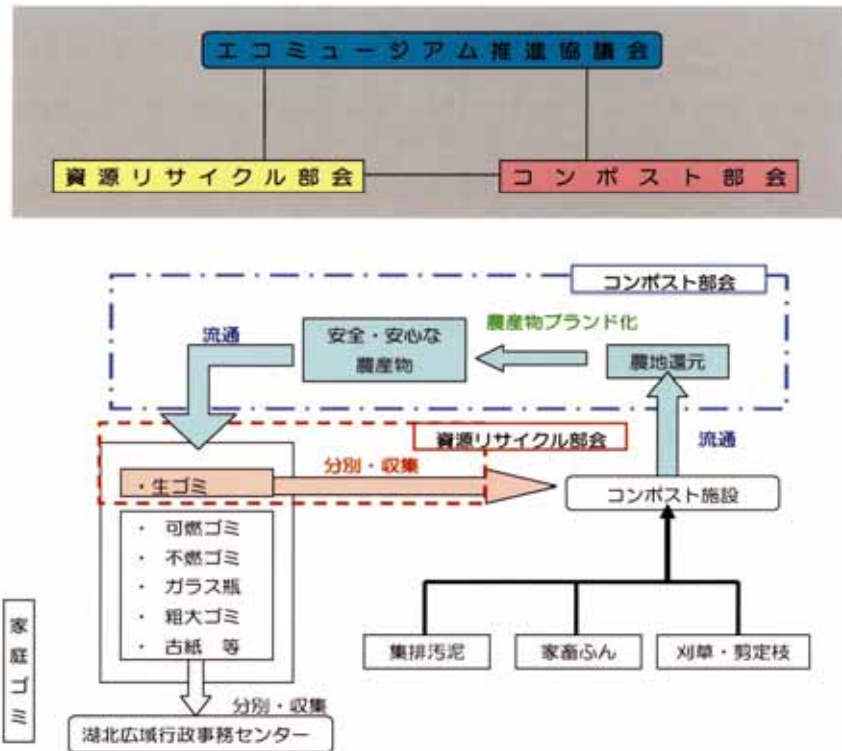
伊吹地域

(1) 経緯

伊吹地域(旧伊吹町)においては、平成13年3月に「第4次伊吹町総合発展計画」を策定し「豊かな自然に癒され うるおいとやすらぎが満ちあふれる 元気宣言のまち伊吹」を基本理念に揚げ、その構想における主要な柱の一つとして、平成13年度に「人が元気、町が元気、自然が元気な“エコミュージアム”伊吹」をキャッチフレーズに、「有機資源利用促進計画」を策定している。そのような背景をもとに、伊吹地域内で消費した有機物は、排泄物や生ごみなどの有機質廃棄物として焼却処分してきたが、堆肥(コンポスト)化することにより農地に還元し、そのコンポストによって育てられたより安全な農作物を地区内で消費するという「健康な伊吹地区」を目指すことになった。

(2) 推進体制

資源循環型社会の構築に向けた取組は、地域民との協働が不可欠であるとともに地域の実情に応じた取組手法の検討を重ねることが求められることから、伊吹地域の代表者が主体となった体制を構築した。



(3) 関連事業・計画

伊吹地域においては、2001年から有機性資源に係る循環利用に対し取組を行ってきた。

事業名	事業主体	実施年	事業内容
農村地域有機資源再利用促進事業	伊吹町	2001年	有機性資源の農地還元を促進するための計画策定及び住民に対する普及啓発活動
むらづくりリフレッシュ事業	滋賀県	2002年	農地や農業水利施設のもつ多面的機能を活用した自然豊かな資源循環型地域づくりを行うための組織化に対する支援、地域活力のネットワーク化を図る地域活力ネットワーク化ビジョンの策定
バイオマス利活用 フロンティア推進事業	伊吹町	2003年～	地域におけるバイオマス利活用に関する計画策定、実用化に関する調査・実証、システム構築等をバイオマスの種類に応じて総合的に実施しバイオマスを有効利用することにより環境と調和のとれた循環型社会の構築を図る。 地区推進事業 ・バイオマス利活用計画の作成 ・土づくり関連対策 ・技術等の普及 ・啓発活動

(4) 既存施設

現在、平成18年12月より試験稼働をおこなうコンポスト施設が建設中である。本施設は、1,600戸が対象であり、最大処理能力4.5t/日を有するパレット式堆肥化システムである。

山東地域

(1) 経緯

山東地域(旧山東町)では、平成13年5月に、「自然といのちと暮らしをつなぐエコ村づくり」を環境将来像とした環境総合計画を策定し、「共生」、「資源循環」、「美しい生活文化」、「健康・安心・安全」、「地球環境」、「共同」の6つのキーワードに基づくまちづくりを進めていた。山東地域においては、里地・里山から出てくる籾殻や林地残材などをバイオマス資源と捉えて未活用材に価値を見だし、また、これらのバイオマス資源を農地に還元するとともに、新たな農産品開発のための温室の熱源にするなどして、農業・林業の活性化を支援し、ひいては里地・里山の良好な保全を促進していくことを考えた。また、公共施設等へのバイオマス利用設備の設置や整備を進めることにより、地域住民がバイオマスエネルギーの有効性を実感し、その有効利用について主体的に考え実践できるようになることも期待した。このように、里地・里山の資源循環が行われ、農業・林業の活性化が進むとともに、町全体が環境学習の場となることで、環境総合計画に示された「自然といのちと暮らしをつなぐエコ村づくり」に大きく貢献するものとした。

また、平成16年度には、山東地域内で里山や人工林整備による用材やバイオマス利用に関する実験を行った。実験の取り組みの紹介をはじめ、森林の大切さや木質バイオマス利活用の活用を図り、地域の森林整備に関心を広げていくために、木質バイオマスエネルギーフォーラムを開催した。

(2) 推進体制

山東地域における、木質バイオマス利活用へ向けた取組などの検討に際し、「山東町地域新エネルギービジョン策定委員会」および「山東町木質バイオマス利活用事業化検討会議」を設置し、委員会や会議を開催した。

(3) 関連事業・計画

山東地域において、これまでバイオマス利活用推進のために行ってきた事業等を以下に示す。

事業名	事業主体	実施年	事業内容
山東町環境総合計画策定	山東町	2000年～2001年	環境に配慮したまちづくり
地域循環型生活推進事業	山東町	2000年～2001年	ごみ減量と資源の有効利用
山東町木質バイオマス等利活用事業化委員会	山東町	2004年～	バイオマス発電導入の検討

(4) 既存施設

なし